

随意契約（相手方指定）調書

件名	学童クラブ及び放課後子ども教室運営業務委託（第九峡田小学校）	No.5200384
工（納）期	令和１２年　３月３１日	
契約締結日	令和　７年　４月　１日	
契約金額	推定総額　４２，８５８，２８５円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社マミー・インターナショナル (法人番号：1021001008236)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	複合（総価・単価）契約 長期継続契約

業者選定理由書

件 名	学童クラブ及び放課後子ども教室運営業務委託（第九峡田小学校）
指名業者 （案）	名 称 株式会社マミー・インターナショナル 所在地 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目１番地 グランビュービル５階 代表者 代表取締役 伊藤 勝康
特命理由	本件は、学童クラブ及び放課後子ども教室事業の運営及び運営準備業務を委託するものである。 経理課で検討したところ、 ①本件業務は、人的サービスの側面が極めて高く、利用児童との信頼関係の構築や安定して生活できる場所を提供することが重要であることから、継続的な運営が望まれるものである。 ②本件業務は、令和６年度まで当該業務を受託してきた法人に対し、引き続き業務を委託するものであり、令和６年度に実施した本件業務の運営内容や財務状況、労務状況について調査及び審査を行う実績審査委員会において、現行受託者の継続的な運営の可否について審議を行った結果、次年度以降の契約の継続が可との判定を受けている。 その判定結果を踏まえ、上記法人が引き続き業務を履行することで、これまでの取り組みを活かした確実な履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの） ○本件は、長期継続契約とする契約を定める条例（平成１７年条例第５６号）及び同条例施行規則の規定に該当するため、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの長期継続契約を締結する。